

# 赤ちゃんができたら

## 妊娠期の方へ



まず、妊娠届を出しましょう。

### 母子健康手帳の交付

小金井市では、毎年約1,000人の赤ちゃんが誕生しています。子どもたちは、未来を担う大切な宝もの。新しい命が宿ったら、まずは「妊娠届」で市にお知らせください。母子健康手帳等をお渡しします。安心して赤ちゃんが産めるよう、市の子育て支援を上手に利用しましょう。

#### その他配布物 (一部)

- 妊婦健康診査受診票
- 妊婦歯科健康診査のお知らせ
- 赤ちゃん連絡票(出生通知票)・提出用封筒

<窓口> 健康課(保健センター) TEL 042-321-1240(費井北町5-18-18)  
市民課 TEL 042-387-9830(市役所第2庁舎1階)

<受付> 月~金(祝日を除く) 8:30~17:00 日 9:00~13:00(保健センターを除く)  
(土、日、月の三連休の場合は土曜日)

### 転入者の方へ

- 母子健康手帳はお持ちのものをそのままお使いいただけます。
- 市民課または健康課で転入者用の資料一式を必ず受け取ってください。  
(小金井市発行のものでないとサービスが受けられないことがあります。)

### 妊婦面談

保健師が面談を行い、妊娠中の過ごし方・妊娠中や出産後の事業等の紹介・上の子への対応等一人一人の状況に合わせてご相談に応じ、妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えていただけるようにサポートします。初回面談終了時に「お祝いの品」をお渡しします。

<対象> 小金井市に住民登録があり、「妊娠届」を提出された妊娠中の方

<面談場所> 保健センター・市役所第2庁舎

<申込方法> 健康課(保健センター)へご予約ください。 TEL 042-321-1240

### 教育・学習

#### ● 両親学級 (前)

初産の方が妊娠中の生活・出産・育児について学べます。  
日程は市報やHPに掲載しますので、その後電話で予約してください。

予約問合せ 健康課(保健センター) TEL 042-321-1240

<対象> おおむね妊娠16~27週の妊婦と  
パートナー

#### ● 妊婦歯科教室 (前)

日程は市報やHPに掲載しますので、その後電話で予約してください。

予約問合せ 健康課(保健センター) TEL 042-321-1240

<対象> おおむね妊娠16~27週の妊婦  
<会場> 保健センター

(前) …事前に申し込みが必要です。

## こがねいっこ 健康ナビ(母子保健情報ホームページ)

妊娠期から乳幼児期に必要な母子保健情報や、予防接種などの情報提供を行うホームページを開設しています。マイページに登録すると、妊娠週数やお子さんの年齢に合わせた情報の受信や、予防接種のスケジュールを組むことができる機能等を利用できます。

<対象> 妊婦および未就学児の保護者

<費用> 無料 ※通信料は利用者負担

問合せ 健康課 TEL 042-321-1240

<http://koganei.city-hc.jp/>

## 経済的支援

### ●生活福祉資金の貸付(出産費) (審)

<対象> 出産費が必要な方(所得制限あり、原則連帯保証人が必要です。)

<内容> 出産に必要な経費の貸付事業貸付限度額 50万円年利 無利子  
もしくは1.5% 返済期間 3年以内

問合せ 小金井市福祉総合相談窓口 TEL 042-386-0295

### ●入院助産(入院費用の援助) (審)

<対象> 保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的に入院費用の負担が困難な妊婦

<内容> 入院費用を負担(徴収金が生じる場合や対象外になる場合もあり)

問合せ 子育て支援課 TEL 042-387-9836

### ●出産費資金の貸付(国保加入者) (前)

<対象> 市の国民健康保険に加入している  
出産予定日1か月以内又は妊娠4か月以上で当該出産費用の請求を受けた者の属する世帯の世帯主

<内容> 出産に必要な経費の貸付事業  
貸付限度額 出産育児一時金支給予定額の範囲内(現行50万円以内)  
貸付利率 なし  
返済方法 出産育児一時金が支給された時

問合せ 保険年金課 TEL 042-387-9833

### ●出産育児一時金直接支払制度 (前)

<対象> 市の国民健康保険に加入している  
妊娠85日以上の方の属する世帯の世帯主

<内容> 原則国保から医療機関などへ直接、「出産育児一時金」(上限50万円)を支払います。  
※上記制度を利用しない場合は出産後の申請が必要です。

問合せ 保険年金課 TEL 042-387-9833

## 保健・医療

### ●妊婦健康診査

<対象> 市内在住の妊婦の方

<内容> 診察、尿検査、血圧測定、貧血検査等

<実施回数> 妊娠中14回(母子健康手帳交付時に受診票を発行)

<場所> 都内実施医療機関

※助産所や都外の医療機関で妊婦健診を受診し、受診票を使用できなかった場合は、産後1年以内の申請により、健診費用の一部助成(償還払い)を受けることができます。未使用の受診票と自己負担された健診費の領収書を保管しておいてください。

問合せ 健康課(保健センター)  
TEL 042-321-1240

### ●妊婦訪問指導

<対象> 若年(20歳未満)または高齢(35歳以上)の初産婦

その他

<内容> 保健指導が必要と認められる方に、家庭訪問し、日常生活指導を出産後まで行います。

### ●妊婦歯科健診 (前)

<対象> おおむね16〜27週の妊婦の方

<内容> 歯科健康診査 歯科保健指導

<場所> 市内実施医療機関

問合せ 健康課(保健センター)  
TEL 042-321-1240

(審) …診査があります。

(前) …事前に申し込みが必要です。